指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

業 者 名	住　　所	備　　考
株式会社安藤・間	東京都港区東新橋１－９－１	
菅原建設株式会社	水戸市六反田町1213－１	

2. 指名停止措置期間　　令和8年10月19日 ～ 令和8年12月18日 **（2箇月）**

3. 指名停止措置の適用範囲　　笠間市が発注する建設工事等

4. 事実概要

安藤ハザマ・菅原・中井特定建設工事共同企業体が施工する、高萩工事事務所発注の06県単道改第06-03-973-Z-001号道路改良工事（(仮称)大久保町第2トンネル。以下「本件工事」という。）のトンネル掘削中の工事現場において、令和8年3月19日、安全管理の不適切により、車両（10tダンプ）の後退に巻き込まれた1次下請け作業員1名が死亡する事故を起こした。

5. 指名停止の理由

「笠間市建設工事請負業者指名停止等規程」別表第1　第8号イ及び第4条第2項（1）に該当するため。

＜笠間市建設工事請負業者指名停止等規程　別表第1＞

措　置　要　件	期　　間
（安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者事故） 8　一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事の関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上2箇月以内
ア　工事等関係者に複数の死亡者を生じさせたとき	1箇月以上2箇月以内
イ　工事等関係者に死亡者を生じさせたとき	**1箇月**
ウ　工事等関係者に複数の負傷者を生じさせたとき、又は重傷者を生じさせたとき	2週間以上1箇月以内
エ　工事等関係者に負傷者(軽傷)を生じさせたとき	2週間

＜笠間市建設工事請負業者指名停止等規程　第4条第2項（1）＞
（指名停止の期間の特例）
2　有資格業者が、指名停止の期間中又は当該期間の満了後1箇年を経過するまでの間に、別表各号の措置要件に該当することとなった場合における**指名停止の期間の短期は、当該各号に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1箇月に満たないときは、1．5倍）の期間とする。**
（1）　別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に係る**指名停止の期間の満了後1箇年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、それぞれ別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に該当することとなったとき。**

問い合わせ先
笠間市総務部財政課契約検査室
笠間市中央三丁目2番1号
電話　0296－77－1101（内線219・220）